

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 9 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 福田 浩

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 8 号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条及び別記様式第 15 号中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 14 条及び別記様式第 15 号の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 19 年条例第 15 号）第 9 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 14 条の規定による金額により支給されたもの又

は改正前の規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の規則第 14 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

- 4 改正前の規則別記様式第 15 号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。